

第 2 回 佐賀市総合計画審議会 会議録

日時	平成 26 年 10 月 10 日（金）15 時 00 分～16 時 15 分
場所	佐賀商工ビル 7 階大会議室
出席者（委員）	荒木宏之、五十嵐勉 [会長]、池田龍二、石井智俊、伊豆哲也、岩田雅予、上村春甫、江頭邦弘、香月道生 [副会長]、金子信二、亀山清美、古賀久貴、小寺春代、木場千春、小林有加、小森京子、白木紀好、杉山利則、角和博、千手正秋、田中咲千子、田中初治、田中善郎、徳永浩、中尾順子、中野昭則、橋本辰夫、馬場佳菜子、馬場崎直子、林正博、原貴泰、宮崎順子、山崎佐智子、弓削美保子 ※敬称略、50 音順
出席者（事務局）	佐賀市（赤司副市長、伊東総務部長、松尾企画調整部長、池田経済部長、石井農林水産部長、松村建設部長、田中環境部長、山崎市民生活部長、田中保健福祉部長、貞富こども教育部長、西川社会教育部長、真崎企画調整部副部長、中島農林水産部副部長、大城企画政策課長、星下企画政策課副課長、西企画係長、横田行政評価係長、片山主査、筒井主査、白濱主査、小野原主査） パンフィックコンサルタンツ（中野、竹谷）
会議の公開又は非公開の別	公開
傍聴者	3 名
担当部署	佐賀市 企画調整部 企画政策課 企画係 担当：西、白濱 TEL：0952-40-7025 E-mail：kikakuseisaku@city.saga.lg.jp
<p>1. 開会</p> <p>2. 答申案の審議</p> <p>◎分科会報告 資料 1、2、3</p> <p>(1)総合政策分科会 [五十嵐勉分科会長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合政策分科会が主として議論したのは、基本構想と基本計画の第 6 章及び 7 章である。この総合計画は佐賀市の最上位計画に位置づけられるため、網羅的にあらゆる分野についての取り組み方針を示すことになっている。そのため、重要な視点の抜け落ちがないか、市民にとって分かりやすいものとなっているか、さらには、佐賀市にとっての今後の 10 年間の道しるべとなり得るか、こういった全体的な視点で審議を行った。 	

- ・基本構想については、その前提、背景となる人口減少問題、この問題についてどのようにあらわすのかということで議論した。国全体で人口が減っていくことは避けられないという状況の中で、本市においては、できるだけ減少を抑制していく必要があるため、計画策定の背景において、「様々な取組により人口減少の抑制を図ることが必要」であるという記載を加えた。
- ・沿革について、原案では行政機関としての佐賀市の沿革を記載していたが、本市のバックボーンというのは歴史的に見て藩政時代に大きな特色があるという意見があり、全体的に整理をし直した。その上で表題を前段の①地理的特性、②自然的特性にあわせ、「歴史的特性」として佐賀の地名の由来も含めて書き直した。
- ・総合計画のつくりとして、どうしても政策あるいは施策の分野別、いわゆる縦割りの記載となってしまうことに対し、横断的な目線を持って取り組む姿勢を記載すべきと考え、基本理念に「総合的な視点に立ったまちづくりを進めていく」ということを追記した。
- ・将来像については、人口が減少し、少子・高齢化が進行する社会にあっては次世代の育成がますます重要となるため、文章の最後に「次世代の育成を進める」ということを明記した。
- ・将来像のフレーズについては、「自然の豊かさ」と「子どもの笑顔」、これを重要なキーワードとし、「豊かな自然とこどもの笑顔が育つまち さが」を審議会から答申する案として整理したが、この「笑顔が育つ」という表現について、表現として適切であるか、分科会でも危惧されたため、改めてこの全体会議の場で再度この将来像のフレーズについて後ほど審議をお願いしたい。
- ・基本計画全般においては、市民意向調査や各種統計の出典、根拠、注釈、あるいは関連する計画の計画期間を施策毎に分かりやすく表示するようにした。
- ・「6-1 参加と協働によるまちづくり」については、市内に居住する留学生を含めた定住外国人や外国人観光客も増えてきており、日常生活の中での外国人あるいは多文化との共生が重要であることから全体的に記載内容を追加した。
- ・「6-2 情報共有の推進」については、情報を共有するためには情報が公開されることが前提であり、佐賀市については、既に情報公開に積極的に取り組んでいるが、さらに総合計画にきちんと書き込む必要があると考え、情報公開制度について追記した。
- ・「6-3 人権尊重の確立」については、人権尊重の前提として、市民がまず人権とは何かということを理解することが必要だということを押さえ、市民が学ぶことも含めた「人権についての理解」というキーワードを追記した。
- ・「6-4 個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現」については、ポイントが2つあり、1点目は、積極的な女性の登用についてももう少し強調するために、働く場における女性の登用を積極的に進めていくという文言を追記した。2点目は、セクハラやDV等の被害者の相談体制を充実させるだけでなく、被害者の安全の確保などにつ

いても支援を行うという文言を追記した。

(2)経済産業分科会 [香月道生分科会長]

- ・経済産業分科会では、基本計画の第1章について審議を行った。第1章は、観光の振興、商工業の振興、中心市街地の活性化、農業、林業、水産業の振興という6つの施策で構成されており、産業分野の垣根を越えて多角的な視点から議論が進められた。
- ・今後10年間という長い期間を見据えた総合計画のため具体的な内容に踏み込むことはできず、どうしても抽象的な書き方にならざるを得ない部分もあるが、市民がこの施策の目的や効果、そういったものを容易にイメージとしてつかむことができるような表現になっているかどうか、また、施策に取り組む上で視点あるいは切り口の上で何か漏れているところはないかというような点に留意しながら、この諮問案の検討を行った。
- ・「1-1 魅力ある観光の振興」については、「めざす姿（成果目標）：歴史や自然などの観光資源」に「文化」という単語を入れた。これは、ご当地B級グルメなどの食文化やサブカルチャーも含めて地域固有の文化という要素も観光振興の一つの重要なキーワードではないかと考えた。また、我々が見なれた風景であっても、外国人や、他の地域から訪れた方々の目に見れば違った視点で感じていただける部分があるのではないかと、観光資源として大受けするものがないかということを考えていく視点が重要ではないかということで、「背景」の市が有する観光資源を例示している部分に「特徴ある景観」という表現を追加した。
- ・「1-2 活力ある商工業の振興」については、地域経済の活性化を図っていく上で重要な視点は、経済循環を高めることである。具体的な取り組みについては、個別計画の内容であるが、経済循環を高めるための施策展開を図っていくという基本的な考え方を総合計画の中できちんと表現しておくべきという結論に至り、取組方針にその趣旨を明記した。
- ・「1-3 賑わいあふれる中心市街地の活性化」については、「1-3-3 魅力ある店舗・施設の整備」の概要に記載されている「住民ニーズ」という表現が漠然とし過ぎではないかということで、より具体的な表現に修正した。
- ・「1-4 総合的な農業の振興」については、「1-4-1 農業経営力の強化」の概要は具体的に乏しいのではないかと指摘をした。例えば、米、麦、大豆などの主用作物の栽培戦略自体はJAが中心になって策定され、新技術の導入についてもJA主体の取り組みということになるのかもしれない。しかし、市が直接的に施策を展開する部分ではないとは言っても、農家の経営力をどのように向上させていくか、これは極めて重要な部分であり、もう少し具体的に方向性を示すべきではないかと議論した。このような議論を受け、具体的な表現に踏み込んだ内容に修正した。
- ・「1-6 特色ある水産業の振興」については、「1-6-1 地域ブランドの強化と販路拡大の支援」の概要における諮問案では、主に首都圏などの消費地をターゲットとした販路拡

大をめざすものとされていたが、「佐賀海苔」などのブランドが意外と地元では知られていないといったことをもう一回見直すことが必要ではないかという意見をもとに「域外への販路拡大と地元消費の促進を並行して強化していく」という趣旨を記述することとした。

(3)保健福祉分科会〔山下秀一分科会長〕

- ・ 暮らし環境分科会では、基本計画の第2章と第4章を担当した。第2章では、防災、治水、交通、道路整備など、安全・安心に暮らし続けられるまちをめざすための施策、そして第4章では、低炭素社会、ごみ、下水道、景観など、豊かな自然を守り生活環境の向上をめざすための施策、あわせて11の施策について審議を行った。
- ・ 市民の目線に立ち、分かりやすいものにすべく、活発な討論、討議が行われた結果、修正案を討論して報告する事案は、2章が6件、4章が9件、合計15件である。全体の内容を見ると、例示を追記することで内容を分かりやすくするもの、市が行う取り組みをもう少し詳しく盛り込んで分かりやすくするもの、成果指標等の修正、文言・文章をより適切に修正したもの、文言内容の追加が必要である場合はそれを追加したもの、といった修正を行っている。
- ・ 例示を追記することで内容を分かりやすくしたものが一覧表の番号32番、38番、39番、44番の4件である。例えば、一覧表の32番「2-3 地域で守る生活者の安全確保」では、背景で、消費生活に関する新たな問題について、どういうことが問題なのか分かりづらかったので、その具体例として、「SNSトラブルや投資商法詐欺等」という文言を追加した。また、SNSについても、用語の解説を入れるようにし、消費生活に関する新たな問題について、内容を理解しやすくてきたのではないかと思う。
- ・ 市が行う取り組みをもう少し詳しく盛り込んで分かりやすくしたものが一覧表の番号36番と45番の2件である。一覧表の45番「4-4 都市のみどりと美しい景観の創出」では、公園の維持管理や新設に関して、市では、できるだけオープンな公園にし、犯罪が起きにくい環境整備に取り組んでいくことから、取組方針にオープンな空間の確保や犯罪、いたずら防止の観点を入れて修正をした。
- ・ 成果指標の修正が一覧表の番号31番、37番、43番の3件である。1つ目は、一覧表の31番「2-3 地域で守る生活者の安全確保」の犯罪率と交通事故発生率は、原案では12月末の人口を使用していたが、それを佐賀県警察本部が算出する時点のものに合わせ、犯罪率が12月1日、交通事故発生率が10月1日の人口を使用することにした。その結果、県内の他の都市とも同じ基準で比較ができるようになった。2つ目は、一覧表の37番「4-1 地球にやさしい低炭素社会の構築」の原案では、温室効果ガス排出量の数値であったが、東日本大震災を電力会社の発電方法が原子力発電から化石燃料をもとにした火力発電にシフトしたということにより、温室効果ガス排出量が押し上げられるという状況があったため、市の取り組みと結びつきが弱く、成果指標とするのはふさわしくないのではないかということになり、電力使用量を使用したほうがよ

り適切と考え変更した。3つ目は、一覧表の43番「4-3暮らしに身近な生活環境の向上」の下水道接続率の数値について、下水道の整備には、4種類の指標がある。原案では、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の2つによって整備された率を示していたが、これに、実際やられている農業集落排水事業や市営浄化槽も含めた、下水道全体の接続率を示すべきとの観点から、現在基準値と将来の目標値を若干修正している。

- ・文言・文章をより適切に修正したものが、一覧表の番号33番、35番の2件。33番「2-3地域で守る生活者の安全確保」及び35番「2-5市民生活を支える総合交通体系の確立」の両方に、「交通弱者」という言葉が使われていた。歩行者、自転車に関係した交通事故の死傷者数というのは、子どもとか高齢者がかなり大きい割合を占めていることから、一般的に子どもや高齢者が事故の被害に遭いやすいという状況がある。このことから、原案では、「交通弱者である子どもや高齢者」という表現にしていた。しかし、交通弱者という言葉にはきちんと定義がなく、子どもや高齢者も交通上安全な行動をとることのできる人も多数いるという観点から、「2-3地域で守る生活者の安全確保」の課題から「交通弱者である」という文言を削除した。それに関連して、「2-5市民生活を支える総合交通体系の確立」の背景と課題においても、同様の趣旨で分かりやすく文言を改めている。
- ・文言内容を追加したものが、一覧表の番号40番、42番の2件。40番「4-1地球にやさしい低炭素社会の構築」では、取組方針「4-1-2再生可能エネルギーの普及促進」について、市の取り組みである創エネルギーについて、その必要性を市民に周知し浸透させるために情報発信についての文言を追加することにより、分かりやすく修正している。
- ・その他の理由に分類される件が、一覧表の番号34番、41番の2件。34番「2-3地域で守る生活者の安全確保」の「2-3-2交通安全の推進」について、原案では、交通マナーの向上に向けた啓発活動と交通安全対策のための施設整備を一緒に記載していた。これでは分かりにくかったため、分けて整理し、さらに警察等の関係機関と連携しながら交通安全施設の整備を行うということを明記した。41番「4-1地球にやさしい低炭素社会の構築」では、先ほど御説明したように、成果指標について使用する指標を、温室効果ガス排出量から電力使用量に変更した。これに伴って、施策全体の文章を精査し、創エネルギーについて明確に記述した。

(4) 暮らし環境分科会 [荒木宏之分科会長]

- ・保健福祉分科会が主として議論したのは、基本計画の第3章である。保健や福祉は、市民にとってとても身近な問題のため、基本計画の内容が市民に分かりやすいものになっているか、また、読みやすい表現となっているかという視点で審議を行った。
- ・一覧表の47番「3-2住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者福祉の充実」では、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けるためには、今後、地域の特性に応じ

た医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される仕組みづくりが必要とのことから、取組方針と、「3-2-1 在宅生活・地域生活への支援」の概要に、在宅医療と介護の連携という視点で表現を追加した。

- ・一覧表の 48 番「3-3 共生社会をめざす障がい者福祉の充実」では、平成 25 年度から障害者優先調達推進法が施行され、国や地方自治体等は率先して障がい者就労施設等から優先的に物品、サービスを購入するように努めることと定められているが、「3-3-3 就労への支援」の概要にある、障がい者の工賃アップを図る取り組みだけでは、具体的にどのような取り組みなのか分かりにくいということで、障がい者就労施設等からの物品調達を推進するなど具体例を示し、読みやすくなるように改めた。
- ・一覧表の 49 番「3-4 健康づくりの推進と保健・医療の連携」においては、原案では背景で「心の病」という表現を使用していたが、心の病という表現を嫌がる方がいるという意見があり、「心」をひらがな表記にし、「こころの病気」と、少し柔らかい表現に改めた。
- ・また、同じく背景の原案にある、「生活の質を確保できるような健康づくり」という文言は、どのような状態をあらわすのか分かりにくいということで、文章全体を整理し読みやすくなるように修正した。
- ・一覧表の 50 番「3-5 自立を支える生活福祉の充実」では、まず、成果指標である「生活保護受給者の自立支援対象者のうち、収入増が図られた人の割合」という文言では、自立支援対象者ではなく、生活保護者全体が対象と誤解されたと考え、生活保護者のうち、就労支援を受けている人ということが分かる表現に改めた。また、取組方針及び「3-5-1 適正扶助の推進」の概要に、適正実施という言葉があったが、市民に分かりにくいということで、生活保護法の適正な運用という意味で、必要な人に必要な保護を実施することが分かるように、より具体的な表現に改めている。

(5) 子育て教育分科会 [角和博分科会長]

- ・子育て教育分科会が主として議論したのは、基本計画第 5 章である。3 回の分科会全体を通して、子育てや学校での教育について大いに議論が交わされた。
- ・第 5 章全体のタイトルが、「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち」となっており、どの施策もこのタイトルにつながりが持てるよう修正案を考えた。
- ・一覧表の 52 番から 54 番は、「5-1 安心して子育てできる環境の充実」に関する修正である。課題の「子育て家庭への負担の軽減が求められている」について、この負担軽減を誰が求めているのか、主体を明確にしたほうがよいということで、その文言を追加した。また、待機児童解消に向けた施設設備について、当初は「5-1-3 子育て環境の整備」に書かれていたが、「5-1-1 子育てと仕事の両立のための支援」で実施する内容になるということで、内容を整理して「5-1-1 子育てと仕事の両立のための支援」に移した。さらに、「5-1-1 子育てと仕事の両立のための支援」では、子育て支援について、男女共同参画社会も含めて事業者の協力が不可欠であるが、具体的に事業主への直接

指導というのは、市に権限がなく難しいため、表現を弱めた内容に変更した。「5-1-3 子育て環境の整備」については、母親が孤立しやすい、乳幼児の早い時期から母親同士のつながりをつくるなど、子育ての不安を解消するため取り組みや保育所、幼稚園への就園前の家庭や地域での子育てに対する支援について盛り込む必要があると考え、内容を追加している。

- ・一覧表の 55 番から 69 番は、「5-2 就学前からの教育の充実」に修正である。課題に、食育についての記載があるが、食育は、市全体での取り組みとして、第 3 章の健康づくりの施策にも書かれている。この第 5 章では、学校教育における食育について書かれていることから、同じ食育という文言でも、3 章と 5 章では食育の対象が変わってくる。同じ食育という文言を使っているが、3 章と 5 章では対象が違うという関係性を分かるような内容にしておく必要があると考え、全体的に文章を整理した。
- ・「5-2-1 幼児教育の充実」では、佐賀市の教育の要であり、全国的に見ても先進的な取り組みである「えがお」「わくわく」といった育ちと学びの連続性を確保するシステムについて、ぜひ記載したほうがよいとの考えから、文言を追加した。
- ・「5-2-2 義務教育の充実」では、この章のタイトルとなっている「ふるさとに愛着と誇りを持ち」という部分が特に重要となってくるのではないかという意見から、それに対応する内容の文言を追加している。また、子どもたちが社会の一員として必要となるコミュニケーション能力を育むためにどのような取り組みを充実させていくのかといった具体的な内容を追加した。
- ・「5-2-3 いじめ、不登校等対策と答弁支援教育の充実」では、いじめ等の問題発生の予防に加え、こうした問題が起こった後の取り組み、子どもたちの心の教育について取り組むことが大切であると考え、内容を追加した。
- ・「5-2-5 安全な給食の提供と食育の推進」では、一般的に理解しにくい表現は、内容を具体的にし、分かりやすい表現に改めた。
- ・「5-4 自ら学ぶ生涯学習の推進」については、「5-4-1 多様な学習機会の提供」において、生涯学習は、社会人になってからではなく、生まれてから亡くなるまでの期間全てが対象となるため、生涯にわたり学習していくという内容を追加した。また、ほとんどの小学校の校区ごとに設置されている公民館は佐賀の財産であり、その活用のために、公民館教育に関する内容をもう少し力強く記載してほしいという考えから、その内容を追加している。
- ・「5-6 未来につなげる分科の振興」については、「未来につなげる」という表現を用いていることから、未来の文化振興につながっていくということを連想させる、「子どもの頃から」という文言を追加したほうがいいのかという意見から、めざす姿（成果目標）に、その文言を追加している。

◎分科会報告に係る審議

○金子委員

答申案一覧の番号2の修正案に歴史的特性として「幕末には・・・蒸気機関、電信などの研究や開発・・・」とあるが、幕末の佐賀藩で電信に取り組んでいたのかお尋ねしたい。

○角分科会長

幕末の時期、佐賀藩が管轄していた諫早で取り組んでいたという文献がある。

○五十嵐会長

歴史的な事実としては、佐賀藩領の諫早で電信に関わる技術の証拠があるという段階であるが、歴史的な解釈等で現段階では、正確な表記ができないということであれば、電信をあえて記載しないという選択もあるのではないかと。「製鉄、加工技術・・・蒸気機関など・・・」の色々な技術等の「等」の中に「電信」を含めるという解釈ではいかがだろうか。事務局の見解はどうか。

○事務局（企画係長）

明確な記載が出来ないということであれば、「製鉄、加工技術・・・蒸気機関など・・・」の色々な技術等の「等」の中に「電信」を含めるという整理の仕方でも記載することもできる。

○五十嵐会長

事務局の修正案でよろしいだろうか。

○委員

異議なし。

⇒ その後、「電信」の技術は、佐賀市内でも使われていたことが確認できたため、削除せず、諮問案のとおり記載することとなった。

○五十嵐会長

その他意見もないようなので、将来像以外は、この原案でご承認をいただいてよろしいだろうか。よろしければ拍手で、ご承認をお願いします。

○委員

～拍手～

◎将来像に係る事務局説明 資料4

○事務局（企画政策課長）

総合政策分科会での審議結果では、「豊かな自然とこどもの笑顔が育つまち さが」となっている。この案に対して、本日、変更案を提案させていただきたい。

総合政策分科会で検討した際の基本的な考え方として「佐賀市まちづくり自治基本条例」にある「こども・次世代の育成。」、「こどもたちの笑顔がまちづくりを前進させる。」、「こどもが笑顔になることは、周りの大人の基盤もしっかりしていて、幸せである。」という意味合いが含まれている。また、関連する意見として、「ニュアンスは分かるが、『笑

顔が育つ』というのは、日本語的には意味をなさないのではないか。一般的に使われているのだろうか。」という不安材料や、『笑顔が輝く』ではどうだろうか。」等の意見も提案された。

この分科会での検討結果を受け、案決定後に、市内部会議での検討とともに、改めて専門家（大学：国語教育学）に事務局で確認をした。その結果、『豊かな自然とこどもの笑顔が育つまち さが』は、国語の文法的には問題はない。人それぞれの言語感覚によるが、違和感を覚える人がいるならば、やや適切に欠けた表現であると言える。」とのご意見をいただいた。「笑顔が育つ」ということになると、字面だけを見ると、「笑顔」がどう成長していくのだろうかというように、表現的に違和感を持たれる方がいるかもしれないため、総合政策分科会の会長と相談し、この全体会議を通して変更したほうがよいだろうと考えた。将来像に関しては、各市町村でそれぞれ決められており、文法的なことをそこまで追求するものでもないが、今後10年間使い続けることになるため、出来れば適切な表現が望ましいと考えている。

この確認結果を踏まえた対応として、「現行案の表現に違和感があるとの意見があったため、違和感を持たれない表現に変更したほうが望ましい」、「変更については、分科会での審議を尊重し、趣旨が変わらない範囲で行う。」「豊かな自然』と『こどもの笑顔』は、外せないキーワードであるため、そのままとし、他の箇所での変更を検討する。」と考えている。

このような内容を踏まえ、2つの変更案を提案する。

■変更案（1）：豊かな自然とこどもの笑顔を育むまち さが

「こどもの笑顔を育む」とした場合は、主語が変わるため、若干ニュアンスの違いが生じるが、こどもの笑顔を周りが育てていくという表現であるため分科会での検討結果と大きな変更にはならないと考えている。但し、「豊かな自然」が文頭についており、「豊かな自然を育む」という事にもなる。ここでの「豊かな自然」は、佐賀市の特徴である山から有明海までということ、非常に大きな自然という意味合いである。これを市民や行政が育てていくというより、逆に市民が自然に育まれているという表現の方が相応しいのではないかと、ここでも少し適切性を欠くのではないかとアドバイスをいただいている。

■変更案（2）：豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが

この案は「育つ」を「輝く」に修正している。

原案では、「笑顔が育つ」ということになっていたため、この「が」を残した形での修正とした。「が」を残した理由としては、「が」の後ろにくる動詞が受動詞的になるため、自ら動いているということで、文章全体の印象が少し強くなってくる「が」を残した修正として第2案を検討した。また、「輝く」という動詞を使ったのは、分科会のなかで「笑顔があふれる」や「笑顔を囲む」、「笑顔が輝く」などの言葉があがっていた。この分科会の中であげられたいくつかの言葉を組み合わせたと、やはり「輝く」が一番適切

であった。これは「豊かな自然」も輝くし、「こどもの笑顔」も輝くということ考えた。「輝く」には「生き生きとして明るさがあふれる」という意味があり、将来的な成長も含めた表現となっている。

この2つの変更案について、ご審議をお願いしたい。

◎将来像に係る審議

○五十嵐会長

事務局説明のいきさつにより、2つの変更案についての新たな提案である。

今後10年間使い続ける、極めて大事なフレーズであり、色んな場面でこのフレーズが登場してくる事になる。その際に、市民からの意義や色々な意見が出やすい表現というのは市議会としては拙いのではないかという判断であり、大方の市民が理解、納得できる表現として答申をしたいという思いがあり、このような変更案を再度提案した経緯である。

○千手委員

私は、変更案(1)の「豊かな自然とこどもの笑顔を育むまち さが」ではないかと思う。この案の「を育む」というのは、ここには記載していないが、「市民と行政が一体となった全て」が主語になると思う。この主語が「豊かな自然」と「こどもの笑顔」という2つの目的語「を育む」ということではないか。「豊かな自然」というのは、ここに住む我々の努力も必要であるということを見ると、変更案(1)ではないか。

変更案(2)で、少し気になったのは、「輝く」は自動詞であり、前にある「豊かな自然」と「こどもの笑顔」が主語になっている。「こどもの笑顔が輝く」というのには違和感はないが、「豊かな自然が輝く」という表現は少し違和感がある。

○宮崎委員

佐賀市は「まなざし運動」を推進しているため、それに則り企業や大人皆が「こどもを育む」ということでは、変更案(1)が相応しいのではないかと思う。

○田中(善)委員

キャッチフレーズに必要なのは、明るさや明快であること。更に、積極性や普遍性。それを広く共通理解を得られるというような事が重要と考える。それを考えると「はぐくむ」という言葉は、より普遍的でポピュラーな表現としては「そだてる」という言い方をするため、語感の響きからすると、キャッチフレーズには似つかわしくないような気がする。

千手委員が言われたように自動詞の問題はあるが、変更案(2)の「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが」は途中で引っかかることなくスムーズに捉えられる良さがあると思う。

分科会で発案された「笑顔が育つ」とした意図も非常によく分かるが、キャッチフレーズにするには語感として違和感のないスムーズに読めることが、今後10年間使う上で

大事なのではないかと考え、私個人の意見としては、変更案（２）の方が良いのではないかと思う。

○山崎委員

～拍手～

○五十嵐会長

多数決とするか、両案併記で答申するか、２つの方法がある。絶対こちらでなくては行けないという強いご意見をお持ちの方はいないか。（⇒意見なし）

この審議会で議論した部分を、市には尊重していただくという前提で答申する。しかし、全てがこの通りに認められるわけではない。審議会として審議した内容を答申した結果を踏まえて、市長の方に判断いただくという性格のものである。そのような意味を踏まえ、この将来像について意見の一致を見ることはなかなか難しい、あるいは、あえて一本化することに対する不安感もあるため、両案併記という形で答申したいと思うが、そのような取扱についてご了承いただけるか。

○委員

異議なし。

○五十嵐会長

では、両案併記という形で答申をさせていただき、あとは、市長の判断に委ねたいと思う。以上をもって、当審議会の答申をまとめることとしたい。

3. 閉会

○五十嵐会長

短い期間の中で、それぞれの分科会において大変熱心な審議をしていただいた。おかげで10年間の佐賀市の総合計画の案としてそれなりに立派な計画ができたのではないかと考えている。皆様に感謝申し上げます。